

三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領

平成20年8月1日(改定)
平成22年10月1日(改定)
平成28年4月1日(改定)
令和2年10月14日(改定)
令和3年4月20日(改定)
令和3年10月20日(改定)
令和6年7月8日(改定)

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県公共工事共通仕様書(以下「県共通仕様書」という。)を適用するに当たり、鈴鹿市発注工事規模に対応できるよう、鈴鹿市工事監督規程(平成5年鈴鹿市訓令第6号。)

第13条に基づき、工事監督の技術的な事項を定める。

(出来形管理基準及び規格値)

第2条 出来形管理基準及び規格値は、別表第1で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(品質管理基準及び規格値)

第3条 品質管理基準及び規格値は、別表第2で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(写真管理基準)

第4条 写真管理基準は、別表第3及び別表第4で読み替えるもののほか、「三重県公共工事共通仕様書」に準ずる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月1日から施行し、同日以後に特記し契約する工事について適用する。
- 2 特記仕様書の記入例は、「三重県公共工事共通仕様書(令和 年 月制定)を適用(一部改正を行った内容も含む(令和 年 月一部改正))及び三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」とする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月8日から施行する。

令和6年7月8日(改定)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘 要			
							個々の測定値(X)		10個の規定値の平均							
							中規模以上	小規模以上	中規模以上	小規模以上						
土木工事共通編	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1箇所 の割とし、厚さは、以下のと おりコアを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合 で規格値を満足しなければならないとともに、10個 の測定値の平均値(X10)について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満 の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7			
						幅	-25	-25	-	-						
					11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2				-3	100㎡～1, 000㎡:1個 1, 001㎡～2, 000㎡:2個 2, 001㎡～3, 000㎡:3個 3, 001㎡～5, 000㎡:6個 5, 001㎡～10, 000㎡:10個	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を 与える恐れのある場合は、他の方法によることが 出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略するこ とが出来る。(維持工事とは、舗装影響範囲で行う 舗装復旧工事)
							幅	-25	-25	-				-		
					平坦性	-		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下、直読 式(足付き)(σ)1.75m m以下								

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和6年7月8日(改定)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて10～100㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個($\sigma 7 \cdots 3$ 個、 $\sigma 28 \cdots 3$ 個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個($\sigma 3$)を追加で採取する。 ※日打設量が小規模(50㎡未満)となる場合の品質管理は、生コンクリートの取扱いマニュアルによる。	小規模工事※で1工種当りの総使用量が10㎡未満の場合は、1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が10㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
10 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 96%以上 X_3 97%以上 歩道箇所:設計図書による	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡以上の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 1,000㎡以下:3孔 1,001～3,000㎡:6孔		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-256		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

別表第2(第3条関係)

品質管理基準及び規格値の読み替え

は読み替え部分を示す

令和6年7月8日(改定)

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績等による確認
11 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡以上の場合: 6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 1,000㎡以下:3孔 1,001～3,000㎡:6孔		
14 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218 歩道箇所:設計図書による。 ただし、設計図書に定めのない場合は基準密度の90%以上	基準密度の94%以上 X_{10} 96%以上 X_6 96%以上 X_3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり5,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 5,001～10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合:6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり5,000㎡以下の場合は、次のとおりとする。 100㎡～1,000㎡:1孔 1,001㎡～2,000㎡:2孔 2,001㎡～3,000㎡:3孔 3,001㎡～5,000㎡:6孔 上記基準以上の孔数の試験を行う場合は、監督員と協議を行うこと。 2孔以下の場合は、個々の測定値が94%以上とする。	・橋面舗装はコア採取しないでAS合材量(プラント出荷数量)と舗装面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	

写真管理基準(案)の読み替え

は読み替え部分を示す

令和6年7月8日(改定)

写真管理基準(案)

2-4 写真の省略

- (3) 監督員が臨場して段階確認した箇所については、出来形管理写真を提出するものとする。

3 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真を、以下のいずれかの形式で提出する。

- ① 工事写真帳(写真はサービス版相当の大きさにA4用紙に縦3枚割付、備考欄、参考図等含む)。

- ② 「①をPDFファイルに変換し、本基準1-2工事写真の分類に準じたしおりを付与したもの」を格納した電子媒体。

- ③ 写真原本を格納した電子媒体。

③で提出する場合、写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は最新の「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づくものとする。

また、③で提出する場合、その電子媒体に工事写真を閲覧するためのソフトウェア(インストール不要で動作するもの)か、②又はこれに準じたPDFファイルを同梱すること。

工事写真帳の整理については、工種毎に撮影箇所一覧表に示すものを標準とし、「撮影頻度」に基づき撮影した工事写真の全てとする。

写真管理基準（案）の参考資料

【Q&A】

質 問	回 答
②を詳しく	(1)①を作成した後、印刷する代わりに PDF プリンター等により PDF に変換する。 (2)上記に Adobe Acrobat またはその互換ソフトにより「しおり」を付ける。 (3)上記を最新の「三重県 CALS 電子納品運用マニュアル第 2 章 1.1)電子媒体」に示すメディア(BD-R 以外)及びフォーマットで記録した電子媒体を指す。 PDF への変換及びしおりの付与に用いるソフトは任意とするが、提出されるファイルは AdobeReader11 以降で判読できるものであること。 当面の間、メディアへのラベル貼付け、ウイルスチェック、改ざん検知は求めない（電子小黒板を使った場合は写真に対して実施する）。
「工事写真を閲覧するためのソフトウェア」とは	出来高管理ソフトを用いて工事写真を電子納品の形式で出力すると自動的に格納されたり、無償のビューアが提供される（ソフトによる）。 出来形管理ソフトがこれに対応しない場合、または出来形管理ソフトを使用せず「デジタル写真管理情報基準」に基づく電子納品を行う場合、提出する電子媒体に②又はこれに準じた PDF を同梱する。

【②と「しおり」の例】

工事写真帳PDF版サンプル.pdf - Adobe Reader

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

9 / 21 72.6%

ツール 署名 注釈

しおり

- 表紙
- 着手前及び完成写真
 - 着工前
 - 完成
- 施工状況写真
 - 水路工
 - 集水樹工
- 安全管理写真
- 使用材料写真
- その他



写真区分: 施工状況写真
工種: 水路工
写真タイトル: 水替え状況
撮影箇所: No. A7+17.70 No. B2



写真区分: 施工状況写真
工種: 水路工
写真タイトル: 掘削完了
撮影箇所: No. A7+17.70 No. B2

黒板訂正:
正 No. A7+17.70 No. B2
誤 IPI-2+12m

	設計値	実測値	差
深さ	1190mm	1190mm	±0mm
幅	940mm	940mm	±0mm



写真区分: 施工状況写真
工種: 水路工
写真タイトル: 掘削完了
撮影箇所: No. A7+17.70 No. B2

	設計値	実測値	差
深さ	1190mm	1190mm	±0mm
幅	940mm	940mm	±0mm

別表第4(第4条関係)(出来形管理写真撮影箇所一覧表追加箇所)

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
			7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
			7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	タックコート プライムコート	各層毎に1回 [散布時] [散布完了時]	
		3 共通の工種	3		作業土工 (床掘り)	高さ 幅	40m又は、1施工箇所1回 [掘削完了時]	
			3		作業土工 (埋戻し)	巻出し厚 締固め状況	40m又は、1施工箇所1回 各層毎 [巻出し時] [締固め時]	